

(一財)山口県剣道連盟称号・段位審査規程の一部改正(案)

一般財団法人山口県剣道連盟称号・段位審査内規

1 段位審査の主管料

- (1) 地区剣連が実施する三段以下の段位審査の主管料は、受審者 1 名につき 300 円とする。

2 会員以外の受審（四段以上）

- (1) 地区剣連未加入者で会費未納の者が受審しようとする場合は、申込時に入会金並びに当該年度会費及び前年度会費を納めるものとする。
- (2) 他府県から受審しようとする場合は、申込時に入会金及び当該年度会費を納め、併せて前所属の段位証明書を提出するものとする。

3 錬士の推薦要件

- (1) 県剣連が行う講習会を 2 年以内に 1 回以上受講していること。
- (2) 剣道においては、公認審判資格を有すること。

4 教士の推薦要件

- (1) 県剣連が行う講習会を 2 年以内に 2 回以上受講していること。
- (2) 剣道においては、A 級公認審判資格を有すること。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 日から施行する。